



※他の構法の建築物については、構造方法に応じて、耐震診断方法が定められている。

「専門家による効率的な検証」の方法について

○所有者等から提供された情報を活用して、専門家による検証を実施し、一定の評点以上であることを確認。

通常の耐震診断(一般診断法)

- 専門家による現場調査
 - 専門家が現地に赴いて、半日～1日程度かけて耐震診断に必要な建物調査を実施。
 - <実測図の作成>(図面がない場合)
 - 現場での実測に基づいて新たに作成
 - <壁の耐力に関する調査>
 - 壁(耐力壁、雑壁)の仕様・配置等の確認
 - <柱接合部に関する調査>
 - ・壁周辺の柱頭・柱脚接合部の仕様の確認
 - <基礎に関する調査>
 - ・基礎の仕様、施工状況等の確認
 - <劣化状況のチェック>
 - 建物の内部・外部について網羅的に調査

効率化

専門家による効率的な検証(一般診断法に準じた方法)

- 所有者等からの情報提供
 - 新耐震基準以降の建物であることを踏まえ、所有者やリフォーム業者でも調査できるよう、ポイントを限定。
- ①図面の提供
 - 平面図等の提供、実際の建物と図面との照合
- ②写真の撮影
 - 外観、接合部等の写真を撮影
- ③劣化状況のチェックリストの作成
 - 主要な5項目に絞ってチェック(外壁、屋根、基礎、居室の傾斜、浴室)

効率化

■専門家による検証

所有者等からの情報提供に基づき、一般診断法と同様に検証。(診断プログラムも一般診断法のものを活用。)